

国不籍第377号
令和4年10月25日

航測法による効率的な手法導入推進基本調査成果を用いた
地籍調査マニュアル

令和4年10月

国土交通省 不動産・建設経済局
地籍整備課

目 次

[序]概説	
1. はじめに-----	1
2. マニュアルの利用について-----	1
2. 1 マニュアルの目的及び適用範囲-----	1
2. 2 マニュアルの構成-----	1
3. 作業実施にあたっての手續-----	1
第1章 総則-----	3
第2章 一筆地調査-----	3
第1節 準備作業-----	3
第2節 現地調査等-----	4
第3章 地籍測量-----	5
第1節 総則-----	5
第2節 航測法-----	5

航測法による効率的な手法導入推進基本調査成果を用いた地籍調査マニュアル

[序]概説

1. はじめに

地籍調査は、国土調査法（昭和26年法律第180号）に基づき実施され、その具体的な作業内容等は地籍調査作業規程準則（昭和32年総理府令第71号。以下「準則」という。）及び同運用基準（平成14年3月14日付け国土国第590号国土交通省土地・水資源局長通知。以下「運用基準」という。）により規定されている。

本マニュアルは、山村部での地籍調査において、航測法による効率的な手法導入推進基本調査（以下「航測法基本調査」という。）の成果（以下「航測法基本調査成果」という。）を活用することで、一筆地調査及び地籍測量に係る作業を効率化するために作業方法を示したものである。

2. マニュアルの利用について

2.1 マニュアルの目的及び適用範囲

本マニュアルは、準則第8条(省令に定めのない方法)の規定を適用して実施する航測法基本調査成果を活用した地籍調査（以下「航測法基本調査成果活用調査」という。）の標準的な作業方法を定め、その規格を統一するとともに、必要な精度を確保することを目的とする。

2.2 マニュアルの構成

本マニュアルの構成は、以下のとおりである。

[序]概説

第1章 総則

第2章 一筆地調査

第3章 地籍測量

3. 作業実施にあたっての手續

市区町村等の地籍調査を行う者（責任機関）は、航測法基本調査成果活用調査を行う場合には、準則第8条の規定に基づき、あらかじめ国土交通大臣の承認を受けて実施するものとする。

なお、準則第8条の規定に基づく承認申請（以下「準則第8条申請」という。）においては、別紙1を参考に申請書類を作成し、活用する航測法基本調査成果の地図及び簿冊の写しを添付するものとする。

別紙 1

文 書 番 号
令和〇年〇月〇日

国土交通大臣 殿

〇〇市長〇〇〇〇

地籍調査の実施に関する承認申請書

地籍調査作業規程準則第8条の規定に基づき、下記のとおり同準則に定めのない方法により地籍調査を実施したいので、承認されたく申請する。

記

1. 調査地域及び面積 〇〇市〇〇地区 〇、〇〇km²
2. 調査地域区域図 別紙のとおり
3. 調査期間 令和〇年〇月から令和〇年〇月まで
4. 精度及び縮尺の区分 精度区分：〇〇、縮尺：1/〇〇〇〇
5. 準則に定めのない方法の内容

航測法による効率的手法導入推進基本調査の成果を活用して効率的な地籍調査を実施する。

6. 理 由

令和〇〇年に国土交通省により実施された航測法による効率的手法導入推進基本調査の成果を活用し、一筆地調査及び地籍測量に係る作業を効率的に実施するため、「航測法による効率的手法導入推進基本調査成果を用いた地籍調査マニュアル」を活用し、地籍調査を実施する。

※記載内容は、あくまで例であり、承認申請にあたっては調査地域の状況や活用する成果の種類等を考慮した上で理由を記載すること

第1章 総則

(目的)

第1条 本マニュアルは、航測法基本調査成果活用調査について標準的な作業方法を定め、その規格を統一するとともに、必要な精度を確保することを目的とする。

(適用範囲)

第2条 本マニュアルは、航測法基本調査が実施された山村部の地域において、当該調査成果を活用して実施する地籍調査に適用することを標準とする。

2 航測法基本調査成果における一部の工程のみの成果を活用する場合は、当該工程において準則及び運用基準に定める手法に相当する作業が実施されたものを対象とする。

(準則等の適用)

第3条 次に掲げる作業については、準則及び運用基準の規定を適用するものとする。

- (1) 計画
- (2) 地積測定
- (3) 地籍図及び地籍簿の作成

(運用規程)

第4条 本マニュアルの運用に関し必要な事項については、本マニュアル中に運用規程として定める。

第2章 一筆地調査

第1節 準備作業

(作業進行予定表の作成)

第5条 準則第13条の規定を適用するものとする。

(単位区域界の調査)

第6条 準則第14条及び運用基準第6条の2の規定を適用するものとする。

(調査図素図等の作成)

第7条 準則第15条及び運用基準第7条の規定を適用するものとする。

(調査図素図の作成)

第8条 準則第16条の規定を準用するものとする。

2 調査図素図には、航測法基本調査成果を活用する範囲を記載するものとする。

——運用規程——

第1条 運用基準第8条の規定を準用するものとする。

2 航測法基本調査成果を活用する範囲の検討にあたっては、その成果及び調査過程の記録について登記所地図及び登記簿等との照合を行い、境界確認に係る調査が地籍調査に準拠した方法で実施されていることを確認するものとする。

(調査図一覧図の作成)

第9条 準則第17条及び運用基準第9条の規定を準用するものとする。

2 調査図一覧図には、航測法基本調査成果を活用する範囲を記載するものとする。

(地籍調査票の作成)

第10条 準則第18条及び運用基準第10条の規定を適用するものとする。

(現地調査等の通知)

第11条 準則第20条及び運用基準第10条の2の規定を適用するものとする。

(筆界標示杭の設置)

第12条 準則第21条及び運用基準第11条の規定を適用するものとする。

(市町村の境界の調査)

第13条 準則第22条の規定を適用するものとする。

第2節 現地調査等

(現地調査の実施)

第14条 準則第23条及び運用基準第12条の規定を準用するものとする。

2 航測法基本調査における筆界推定現地調査(効率的手法導入推進基本調査作業規程準則(平成2年総理府令第42号)第3章第3節の作業をいう。)が行われた土地については、航測法基本調査が実施された後の所有者及び土地の異動並びにその主たる用途の変更がない場合に限って、航測法基本調査成果により所有者、地番、地目及び筆界の調査を行うことができるものとする。

(図面等調査の実施)

第15条 準則第23条の2並びに運用基準第12条及び第12条の2の規定を準用するものとする。

2 航測法基本調査における筆界推定現地調査が行われた土地については、航測法基本調査が実施された後の所有者及び土地の異動並びにその主たる用途の変更がない場合に限って、航測法基本調査成果により所有者、地番、地目及び筆界の調査を行うことができるものとする。

(分割、合併、一部合併があったものとしての調査)

第16条 準則第24条から第26条までの規定を適用するものとする。

(代位登記の申請)

第17条 準則第27条及び運用基準第13条の規定を適用するものとする。

(長狭物の調査)

第18条 準則第28条及び運用基準第14条の規定を適用するものとする。

(地目の調査)

第19条 準則第29条及び運用基準第15条の規定を適用するものとする。

(筆界の調査)

第20条 準則第30条及び第30条の2並びに運用基準第15条の2及び第15条の3の規定を適用するものとする。

(地番が明らかでない場合等の処理)

第21条 準則第31条及び運用基準第16条の規定を適用するものとする。

(分割又は合併があったものとしての調査する場合の処理)

第22条 準則第32条及び第33条並びに運用基準第16条の規定を適用するものとする。

(新たに土地の表題登記をすべき土地を発見した場合の処理)

第23条 準則第34条の規定及び運用基準第16条を適用するものとする。

(滅失した土地等がある場合の処理)
第24条 準則第35条の規定を適用するものとする。

(地番の変更を必要とし又は適当とする場合の処理)
第25条 準則第36条並びに運用基準第16条及び第17条の規定を適用するものとする。

第3章 地籍測量

第1節 総則

(地籍測量の方式等)
第26条 準則第37条並びに運用基準第18条及び第19条の規定を適用するものとする。

(測量の基礎とする点)
第27条 準則第38条並びに運用基準第19条の2及び第19条の3の規定を適用するものとする。

(位置及び方向角の表示の方法)
第28条 準則第39条の規定を適用するものとする。

(地籍図の図郭)
第29条 準則第40条の規定を適用するものとする。

(地籍図原図)
第30条 準則第41条の規定を適用するものとする。

(航測法基本調査成果における測量データの取扱い)
第31条 航測法基本調査成果における基本調査点の座標値について、国土調査法施行令(昭和27年政令第59号)別表第4に定める誤差の限度内の精度を確認することができる場合は、準則第76条の3第1項第5号に掲げる作業の全部又は一部を省略することができるものとする。ただし、境界標がある場合は、設置された当時の状態で現存しており、境界標の移設又は新設等の行為が発生していない場合に限るものとする。

第2節 航測法

(総則)
第32条 準則第76条及び運用基準第44条の2の規定を適用するものとする。

(地籍図根三角測量)
第33条 準則第76条の2及び運用基準第44条の3の規定を適用するものとする。

(航空測量)
第34条 準則第76条の3から第83条の2までの規定及び運用基準第44条の4から第55条の5までの規定を適用するものとする。

(地籍図原図の作成)
第35条 準則第84条及び運用基準第55条の6の規定を適用するものとする。